

○ 室蘭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

(令和元年条例第28号)

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の支払)</p> <p>第2条 前条の給与とは、パートタイム会計年度任用職員の報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第10条 給与条例第37条から第37条の3までの規定は、月額パートタイム会計年度任用職員のうち任期の定めが6月以上かつ定められた1週間の正規の勤務時間が15時間30分以上の者について準用する。</p> <p>2 前項の場合において、期末手当の額は、給与条例第37条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日現在(退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した月額パートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日)において月額パートタイム会計年度任用職員が受けるべき月額報酬」と読み替えるものとする。</p> <p>3 任期の定めが6月に満たない月額パートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該月額パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項に規定する任期の定めが6月以上の月額パートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>4 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで月額パートタイム会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に月額パートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の月額パートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p><u>第10条の2 給与条例第37条の4の規定は、月額パートタイム会計年度任用職員のうち任期の定めが6月以上かつ定められた1週間の正規の勤務時間が15時間30分以上の者について準用する。</u></p>	<p>(給与の支払)</p> <p>第2条 前条の給与とは、パートタイム会計年度任用職員の報酬<u>及び期末手当</u>をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第10条 給与条例第37条から第37条の3までの規定は、月額パートタイム会計年度任用職員のうち任期の定めが6月以上かつ定められた1週間の正規の勤務時間が15時間30分以上の者について準用する。</p> <p>2 前項の場合において、期末手当の額は、給与条例第37条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日現在(退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した月額パートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日)において月額パートタイム会計年度任用職員が受けるべき月額報酬」と読み替えるものとする。</p> <p>3 任期の定めが6月に満たない月額パートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該月額パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項に規定する任期の定めが6月以上の月額パートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>4 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで月額パートタイム会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に月額パートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の月額パートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p><u>(新設)</u></p>

2 前項の場合において、勤勉手当の額は、給与条例第37条の4第3項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第8条第4号において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日現在（退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した月額パートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日）において月額パートタイム会計年度任用職員が受けるべき月額報酬」と読み替えるものとする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「第1項」とあるのは、「第10条の2第1項」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 (略)
(パートタイム会計年度任用職員への移行に係る報酬の経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日まで法第3条第3項第3号に規定する職員として任用されている職員が施行日において引き続き月額パートタイム会計年度任用職員として任用され、本条例の適用を受けることとなった場合の給与及び費用弁償は、当分の間、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日の前日に受けていた報酬（室蘭市報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和22年条例第11号）第2条第1号に規定する報酬（正規の勤務時間に対する報酬に限る。）に12を乗じて得た額が本条例の適用を受けることとなった場合の月額報酬に12を乗じて得た額に本条例第10条第1項及び第10条の2第1項により当該月額パートタイム会計年度任用職員に支給される**期末手当及び勤勉手当**の額を加算した額に達しないこととなる者には、その差額に相当する額を支給することができる。
- 4 (略)

2 前項の場合において、勤勉手当の額は、給与条例第37条の4第3項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第8条第4号において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日現在（退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した月額パートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日）において月額パートタイム会計年度任用職員が受けるべき月額報酬」と読み替えるものとする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「第1項」とあるのは、「第10条の2第1項」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 (略)
(パートタイム会計年度任用職員への移行に係る報酬の経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日まで法第3条第3項第3号に規定する職員として任用されている職員が施行日において引き続き月額パートタイム会計年度任用職員として任用され、本条例の適用を受けることとなった場合の給与及び費用弁償は、当分の間、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日の前日に受けていた報酬（室蘭市報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和22年条例第11号）第2条第1号に規定する報酬（正規の勤務時間に対する報酬に限る。）に12を乗じて得た額が本条例の適用を受けることとなった場合の月額報酬に12を乗じて得た額に本条例第10条第1項により当該月額パートタイム会計年度任用職員に支給される**期末手当**の額を加算した額に達しないこととなる者には、その差額に相当する額を支給することができる。
- 4 (略)

○ 室蘭市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 新旧対照表（附則第2項関係）

（昭和27年条例第28号）

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下</p>

